



東労発基 0526 第 1 号  
平成 29 年 5 月 26 日

関係団体の長 殿

東京労働局長



健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針の一部  
を改正する指針等について

日頃から労働行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月 29 日に公布された医師等から労働安全衛生法第 66 条の 4 に基づき行われる意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報を求められた場合、当該情報を提供することを事業者の義務とする労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 29 号。）が、平成 29 年 6 月 1 日から、施行されるところです。

これに伴い、労働安全衛生法第 66 条の 5 第 2 項の規定に基づき公表されている健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果措置指針公示第 1 号）についても、平成 29 年 4 月 14 日付けて改正が行われ、平成 29 年 6 月 1 日から適用されることとなりました。

本改正による改正点は別紙 1 の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別紙 2 のとおりですので、貴団体におかれましても、これらを十分御理解いただくとともに、会員事業場等に対する周知を賜りますようお願い申し上げます。